

保険法施行に伴う適用条項

第1条（用語の意義）

この保険法施行に伴う適用条項において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 本条項	この保険法施行に伴う適用条項のことをいいます。
(2) 契約	保険契約または主たる保険契約に付加される特約のことをいいます。
(3) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(4) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(5) 特約条項	主契約に付加されている特約の特約条項のことをいいます。
(6) 保険金等	保険金、給付金、年金その他これらに準じる保険給付のことをいいます。
(7) 死亡保険金等	死亡保険金、死亡返還金または死亡給付金等、被保険者の死亡に基づく保険給付（契約者の死亡に基づく養育一時金を含みます。）のことをいいます。ただし、災害死亡保険金等、第(8)号に該当するものは除きます。
(8) 高度障害保険金等	高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、特定疾病保険金、入院給付金等、被保険者の傷害または疾病に基づく保険給付（契約者の高度障害状態に基づく養育一時金を含みます。）のことをいいます。
(9) 年金保険等	利源別配当付倍額保障終身年金保険、個人年金保険、新・個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、変額個人年金保険（基本年金額保証型）、一時払変額個人年金保険（複数勘定型）、一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）、一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）、年金払移行特約により主契約のうち年金払に移行する部分または介護割増年金特約により主契約のうち介護割増年金特約が適用される部分のことをいいます。

第2条（本条項の締結）

- ① 本条項は、主契約の契約日が平成22年3月2日前の契約に対して、保険法（平成20年法律第56号）の施行日に、主契約に付加して締結します。ただし、保険法の施行日に保険法施行に伴う適用条項（復活契約用）が主契約に付加されている場合には、本条項は主契約に付加されません。
- ② 本条項が主契約に付加された場合、本条項に定めるものについては、主約款および特約条項の規定にかかわらず、本条項を適用します。ただし、平成22年3月2日以後に更新または中途付加された特約の特約条項については、本条項に優先して適用します。

第3条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金等の受取人は、保険金等の支払事由が生じたときには、すみやかに主約款または特約条項に定める必要書類を提出して、保険金等を請求してください。

- ② 会社は、保険金等を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日（主約款に5日と定めている場合は5日）以内に会社の本店で支払います。
- ③ 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、第②項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金等を支払わない場合に該当する可能性があるとき	保険金等の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 主約款に定める詐欺による無効もしくは不法取得目的による無効または本条項に定める重大事由による解除（第5条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)および(イ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の契約締結の目的または保険金等の請求の意図に関する契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- ④ 第③項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および第③項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第③項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑤ 第③項および第④項の確認を行う場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑥ 第③項および第④項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

第4条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに主約款または特約条項に定める必要書類を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、第3条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項から第⑥項の規定を準用します。

第5条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
 - (1) 契約者または死亡保険金等の受取人が、死亡保険金等（他の保険契約の死亡保険金等を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者または高度障害保険金等の受取人が、主契約または主契約に付加されている特約の高度障害保険金等（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) 主契約もしくは主契約に付加されている特約の保険金等または保険料払込免除の請求に関し、保険金等の受取人（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 主契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約または主契約に付加されている特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。

- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由について保険金等を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金等の受取人または被保険者に通知します。

第6条（保険金等の受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、年金保険等について、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月以内に年金開始日が到来する場合および年金開始日以後に解約の通知が会社に着いた場合には、本条の規定は適用しません。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、死亡保険金等の受取人または高度障害保険金等の受取人であって通知の時に次々の第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。
- (1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること
- (ア) 契約者の親族
- (イ) 被保険者の親族
- (ウ) 被保険者
- (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険金等の支払事由が生じ、保険金等を支払うべき場合に該当して契約が消滅するとき	<p>会社は、支払うべき金額（生活保障年金の場合は換算保障額）を、第②項本文の金額の限度で債権者等に支払い、残額を保険金等の受取人に支払います。</p> <p>なお、保険金等が生活保障年金の場合、生活保障年金を支払う特約は、第1回生活保障年金支払日に消滅するものとします。</p>

項目	内容
(2) 生存給付金、無事故給付金または祝金等の被保険者の生存に基づく保険給付の支払事由が生じた場合で、会社の支払うべき金額が債権額（債権者等による差押債権額等のことをいいます。以下本項において同じとします。）以上のとき	<p>会社は、支払うべき金額を、債権額の限度で債権者等に支払い、残額を主約款または特約条項に定めるとおりすえ置きます。</p> <p>この場合、第①項の解約はその効力を生じません。</p>
(3) 第(1)号および第(2)号に該当する場合を除き、保険金等の支払事由が生じ、保険金等が支払われることにより解約返戻金が減少するとき	<p>会社は、支払うべき金額を、次の(ア)または(イ)のいずれか小さい額の限度で債権者等に支払い、残額を保険金等の受取人に支払います。</p> <p>なお、債権者等に支払われる金額が債権額を満したときは、第①項の解約はその効力を生じません。</p> <p>(ア) 保険金等が支払われることにより減少することとなる解約返戻金相当額</p> <p>(イ) 債権額</p>

第7条（本条項の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、本条項は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に保険法施行に伴う適用条項（復活契約用）が付加されるとき

第8条（その他の取扱）

特約条項において主約款または他の特約条項の規定を準用している場合、本条項に定めるものについては、主約款または他の特約条項の規定を準用せず、本条項の規定を準用するものとします。

別表 1

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 保険金等の受取人 による契約の存続 (第6条)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	